

会費規則

(目的)

第1条 本規則は、会員が負担する入会金及び会費に関し必要な事項を定めるものである。

(入会金及び会費)

第2条 本会の入会金及び会費は、別表1に示すとおりとする。

2 入会が承認された会員は、入会承認の通知を受けたとき、該当する入会金及び年会費を、本会の請求書に基づいて速やかに納入するものとする。

(改廃)

第3条 本規則の改廃は、執行部会の審議および理事会の議決を経て、総会の承認による。

附則

1. 本規則は、令和 3年 4月 1日より施行する。

別表 1

入会金及び会費

種別	入会金	会費 (年額)
正会員 (法人)	40,000円	60,000円
正会員 (個人)	5,000円	5,000円